

桑名市教育委員会議事録

平成 28 年 2 月 9 日（火）教育委員室において、桑名市教育委員会 2 月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5 名）

教育長	近藤 久郎	教育委員	伊藤 茂一	教育委員	米田 真理
教育委員	松岡 守	教育委員	佐藤 強		

（欠席者 1 名）

出席参与者

教育部長	石川 昭人	教育総務課長	山下 範昭
学校教育課長	高木 達成	人権教育課長	小森 和彦
指導課主幹	谷岡 伸悟	学校・園再編推進室長	山下 謙一郎

書記氏名

郡 厚、金澤小百合

傍聴人

1 名

議題

1 桑名市教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 審議事項

議案第 4 号 平成 28 年 3 月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【非公開】

議案第 5 号 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第 6 号 桑名市就学援助条例の制定について

議案第 7 号 桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正について 2 協議事項

桑名市学校教育あり方検討委員会 諮問事項等について

桑名市教育大綱（案）について【非公開】

3 協議事項

桑名市学校教育あり方検討委員会 諮問事項等について

桑名市教育大綱（案）について【非公開】

中学校卒業式告辞（案）について【非公開】

小学校卒業式告辞（案）について【非公開】

4 報告事項

桑名市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題を考える学習会について

平成 28 年度くわなっ子育成方針検討委員会について

小・中学校における課題対応について【非公開】

5 連絡事項

平成 28 年 3 月の教育委員会の行事予定について

平成 27 年度第 3 回総合教育会議
中学校卒業式
小学校卒業式
平成 28 年 3 月教育委員会定例会

平成 28 年 2 月 22 日 (月)
平成 28 年 3 月 8 日 (火)
平成 28 年 3 月 18 日 (金)
平成 28 年 3 月 30 日 (水) 午前

(午前 10 時 00 分開会)

(教育長)

お待たせいたしました。ただいまから、平成 28 年 2 月教育委員会定例会を開催いたします。議長は、私が務めさせていただきます。なお、教育長および教育委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により本委員会は有効に成立していることを報告いたします。

まず、1 月 20 日付で新たに教育委員として佐藤委員が着任され、本日の定例会から出席いただいております。一言、ご挨拶をいただきたいと思っております、佐藤委員よろしくお願いたします。

(佐藤委員)

さきほどご紹介いただきました、1 月 20 日付で教育委員に就任させていただきました佐藤でございます。よろしくお願いたします。

今回、初めての教育委員会でございますが、1 日でも早く教育行政について把握し、桑名市の教育に尽力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(教育長)

それでは、事項書にしたがい進めてまいります。事項書 1 番の桑名市教育委員会教育長職務代理者の指名についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項で教育長職務代理者は、あらかじめ教育長が指名することとされております。私から指名させていただきたいと思っておりますが、教育者としても、人生の大先輩としても経験の豊富な伊藤委員にお願いしたいと思っております。伊藤委員さん、よろしくお願いたします。

(教育長)

それでは、早速ですが本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございますので、事項書をご覧ください。

まず、事項書 2 番審議事項「議案第 4 号 平成 28 年 3 月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について」、次に事項書 3 番協議事項「桑名市教育大綱（案）について」、「中学校卒業式告辞（案）について」、「小学校卒業式告辞（案）について」です。

次に、事項書 4 番報告事項「小中学校における課題対応について」の 5 件であります。

「平成 28 年 3 月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について」は、3 月議会に提案する議案について委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。忌憚のないご意見をいただくために非公開とさせていただきたいと思っております。

「桑名市教育大綱（案）について」は、第 3 回総合教育会議にむけて委員の皆様から自由闊達なご意見をいただくため、総合教育会議の前に公開すべきではないと考えております。

「小学校、中学校の卒業式告辞（案）について」は、卒業生に向けての告辞でありますので、卒業式の前に公開すべきではないと考えております。

最後の『小・中学校における課題対応について』は、児童・生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがいまして、これら5件の議事については、桑名市教育委員会会議規則第5条により、会議を非公開としたいと思えます。会議を非公開とすることについて挙手により採決します。非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

出席者の全員一致ということでございますので、さきほどの5件については、非公開とすることに決しました。これら5件については、会議の最後に事務局から説明を受けることとします。

それでは、事項書2番の審議事項「議案第5号 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」と「議案第6号 桑名市就学援助条例の制定について」は、関連しますので、一括して事務局から説明してください。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下でございます。

それでは、議案第5号「桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

条例の説明の前に番号法について、少し説明させていただきます。

いわゆる番号法でございますが、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されました。番号法では、利用範囲を社会保障、税、災害対策の分野に限定しており、国、都道府県や市町村が個人番号を利用することができる98の事務を法定事務として定めております。

番号法では、法定事務以外の社会保障、税、災害対策の分野で個人番号を利用しようとするときは、条例で定めなければならないとされております。また、法定事務であっても、市内部の事務の間で個人番号を含む個人情報の連携を行う場合、これらの事務を条例で定める必要があります。

そのため、市では個人番号を利用できる事務と連携できる情報の種類を規定した条例を平成27年12月市議会に提案し、可決されたところです。

この議案第5号は、その条例の一部を改正しようとするものになります。

お手元の資料A3版の「議案第5号 補足資料」をご覧ください。

この条例の別表1から別表3までの構成は、別表1で独自利用できる事務を定めています。

別表2で同一機関内、例えば2ページの別表2の1をご覧くださいと、事務の欄は、障害福祉課が所管する事務を、連携する特定個人情報は福祉総務課で所管する生活保護の情報を規定しており、同一の機関である市長部局内における情報連携について規定しております。

続きまして、4ページの別表3をご覧くださいと、別表3は、情報照会機関が市長、情報提供機関が教育委員会というように、異なる機関での間の情報連携を規定しています。

それでは、改正内容についてご説明いたします。改正しようとする部分にアンダーラインが引

いてあります。具体的には、資料の2ページでございますが、別表1に個人番号を利用できる事務に、2として就学援助に関する事務を加えます。

次に、資料5ページをご覧ください。別表3になりますが、ここでは市長部局と教育委員会の間で連携できる情報の種類を規定しております。

就学援助事務で連携できる情報の種類として、生活保護に関する情報、住民票関係の情報、そして地方税に関する情報を連携できるように規定するものです。

別表3の4に規定する学校保健安全法による医療に要する費用についての援助の事務は、就学援助事務のうち、医療に関する事務で連携する情報を規定し、表の5は後ほどご説明いたします就学援助条例に基づき行う医療以外の就学援助に関する事務で連携する情報を規定しております。

別表3の4と5は、いずれも就学援助に関する事務についての規定でございますが、相違点は、4は番号法に定められた法定事務であり、5は法定事務ではなく教育委員会が独自に利用するために規定しようとするところが異なります。

条例が成立しましたら、特定個人情報保護評価を行い、国の個人情報保護委員会に自治体間でも情報連携できるように申請を行う予定です。

就学援助は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の就学の機会を保障するために、保護者に対し援助を行う制度です。

就学援助の認定にあたっては、生活保護を受給しているか否か、市民税の課税状況などをもとに認定しておりますが、市外から転入された場合は、桑名市で税関係の情報を把握できないため、前住所地の市町村で所得証明書を取得してもらう必要があります。遠方から転入された場合は、郵便で取り寄せる必要があること、証明手数料が必要になること、また、所得証明書を取り寄せるのに時間がかかり、認定までにかなり時間を要するなど、申請者のご負担になっているのが現状でございます。

この条例改正とこの後に説明いたします就学援助条例が成立し、個人番号を利用して自治体間で情報連携ができるようになれば、転入者であってもご負担をかけることなく、迅速な認定作業ができるようになるメリットがございます。

続きまして、議案第6号「桑名市就学援助条例の制定について」ご説明いたします。

現在、就学援助事務につきましては、学校教育法第19条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されていることを受け、桑名市就学援助費交付要綱を根拠に援助を行っております。

しかしながら、就学援助の事務において個人番号を利用しようとする、要綱から条例に格上げをする必要があることから、このたび条例を制定しようとするものです。

法体系で言えば、憲法が最上位に位置し、次に国際条約、法律、法の施行規則という順番となります。市では、条例、条例の施行規則、要綱という順になります。

先ほど、就学援助事務において個人番号を利用するための条例改正で、別表第1に「桑名市就学援助条例に定める就学援助事務」を加えることご説明いたしましたが、一般的に条例で定める対象となる事務の根拠は、同列の条例とすることが法令の規定をするうえで通常の方法であることから、下位の要綱を根拠とすることは不相当であるとの判断から、要綱から条例に格上げするものです。

したがいまして、条例に格上げをしたからといって、認定の条件なども同じですし、個人番号を利用できるようにすること、根拠規定が要綱から上位の条例に格上げされることを除けば、これまでと何ら変わることはございません。

それでは、就学援助条例の第1条から順にご説明いたします。

第1条は、経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に必要な援助を行うという条例の目的を定めております。

第2条では、この条例で使用する用語の定義を、第3条で就学援助の対象者を、第4条で就学援助費の種類をそれぞれ規定しています。

第5条で就学援助を受けようとする場合は、教育委員会に申請をする必要があること、第6条は申請に基づき、教育委員会で資格認定し、関係者に通知することを規定しています。

第7条では、就学援助を受けられる期間を、第8条で就学援助費の支給方法を、第9条で医療費を除く就学援助費の受領を学校長に委任できることを規定しています。

第10条で申請した内容に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出が必要なこと、第11条で就学援助の停止や取り消す場合を規定しております。

最後に第12条でこの条例で規定するもののほかに、就学援助の実施に関して必要な事項は、教育委員会で別に定めるとしております。これは、細かな基準や事務手続きを教育委員会規則や要綱に定めようというもので、条例を市議会に提案させていただき、承認いただけましたら、条例が成立した後の教育委員会定例会で改めてお諮りしたいと考えております。

説明は、以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(松岡委員)

議案第5号に規則で定めるものという書き方がされているが、規則とはなんですか。

(教育総務課管理係長(書記))

教育総務課管理係長の郡です。議案第5号補足資料をご覧くださいと、このタイトルですが、「桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」となっておりますが、通常、条例はざっくりと大枠を定めて、その下に細かなことを規定する条例施行規則を定めます。現在もこの条例の施行規則がありまして、昨年12月議会で条例が可決された後、市長が細かなことを定めた施行規則を定めました。

この施行規則では、具体的にどんな事務を行う際にどんな情報の連携をするのかを定めております。

(松岡委員)

もう、規則ができているということなのですか。

(教育総務課管理係長 (書記))

すでに、昨年12月に条例施行規則が定められております。今回の条例改正が承認されましたら、その後に施行規則の改正を行い、具体的な事務や連携する情報を加えていくことになります。

(松岡委員)

はい、わかりました。

(教育長)

他にはよろしいですか。

ご質問もないようですので、採決に移ります。それでは、議案第5号「桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について」、議案第6号「桑名市就学援助条例の制定について」、この2件の議案を市議会に提案することに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

出席者の全員一致ということですので、本議案を市議会に提案することに決しました。

つづきまして、議案第7号「桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正について」事務局から説明してください。

(教育総務課長)

議案第7号「桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正について」ご説明いたします。

教育委員会でも委員会の名称や内容をご議論いただきました、「桑名市学校教育あり方検討委員会条例」が平成27年12月議会にて可決、成立しました。

この条例の目的として、「桑名市の望ましい学校教育環境のあり方について検討する」が掲げられております。また、就学前施設再編実施計画に基づいて、市立幼稚園再編計画の方向性が概ね定まったことから、今後の桑名市における望ましい教育環境の整備についてのあり方を検討する組織として改編するため、所要の改正をするものです。

このことから、事務を担当いたします「学校・園再編推進室」の名称を「教育環境整備室」と改めようとするものです。説明は、以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(伊藤委員)

名称を変更することは、反対ではありません。ただ、教育環境整備室というと、いま教育総務課の中の施設担当の係があるが、その部分の仕事も含まれるような名称だなという印象をうける

が、大丈夫なのか。

(教育総務課長)

伊藤委員のおっしゃるとおり、施設の整備については施設係が担当することになります。この教育環境というのは、ソフト面での環境整備ということでこの名称を提案させていただいています。

(伊藤委員)

私もこうすればいいという案が思い浮かばないが、一般市民からみれば施設整備も含むように思われるではないか。

(教育長)

いま幼稚園の再編で説明会に出向くと、学校・園再編推進室となっているためか、次は学校の再編をするんですねと市民から言われると。ただ、そのことは学校あり方検討委員会でこれから始めていくこととなりますが、どうも市民からも疑義を持たれるような状況です。

議論の中では、教育環境づくり推進室というのもありましたが、全国的にどんな名称になっているかも調べたうえでの提案です。

(米田委員)

学校・園再編以外の業務もされているので、広くそういった業務を統括するような名称ということであれば、賛成です。

ただ、教育長の話聞かせてもらうと、やはり市民の心にはどこか引っかかるところがあるんだと思います、再編はどうなるのだろうということが。

そのことをこちら側から説明する機会はありませんが、逆にこの名前にしておいて、市民の方から質問をいただいて、その際に今の状況をきちんとご説明する機会になるのであれば、むしろ望ましいのではないかとと思います。

そうでなければ、ただ推進室の名前が変わったというだけではなくて、再編推進室がなくなったから、もうこの先に再編はないんだ、立ち消えになったのかと思われる方が問題だと思います。

(教育長)

難しいところですね。学校教育環境とする案もありました。そうすると幼稚園のことは、終わるのかということになり、それで教育環境にした方がいいだろうと。小中一貫のことも含めますし、それから3つの諮問をしますので、当然小規模校への対応や防災などを含めた街づくりの関係から見てもいけないといけないということもあります。そうすると整備室だけでは対応できないので、全庁的に考えてもらわないといけない点については、市長、副市長とも話をさせていただきましたが、教育委員会としての窓口も必要だという話もありました。そこで学校教育というのも何ですから教育環境と。先ほど伊藤委員も心配されていましたが、整備となると施設のことも関連してくるので、学校教育環境づくり推進室という案もありましたが、推進という意図的

に進めていくのかと捉えられてしまうこともある。現在の学校・園再編推進室は、多度青葉小と幼稚園の再編を絡めてやってきましたが、いまとなつては誤解を招く名称だったなとも思います。

(米田委員)

環境を整備するのか、教育施設の編成を整備するのかどちらでしょうか。

(教育長)

ソフト面というか人的な面もありますし、施設面もありますしはっきりと切り分けられないですね。これらを絡めての仕事になるのかなと考えています。

(佐藤委員)

たとえば、学校・園再編の最終的なゴールがあるとした場合、再編推進室なら再編するまでの臨時的な組織というイメージで、整備室は再編後の環境整備までやっていくのでしょうか。推進室というとゴールに向かって進めていくだけのよう組織なのかなというイメージなので。

(教育部長)

教育部長の石川です。ご質問の件ですが、再編すると、2つの物が1つになったらそれで終わりかという、そうではありません。例えば、多度青葉小は、多度西小と多度南小を統合してできましたが、そういう仕事の他に、小中一貫教育を諮問しようとしていますので、施設のハード面だけではなく、ソフト面でもどう環境を整えていくのかとなると、教育全般に関わることになりますので、このような名称変更を提案させていただきました。

伊藤委員が心配されていた施設係との関係は、整合しきれていない部分はありますが、「あり方」というと分かりづらくなりますので、教育環境を整備するという事で、事務分担については、事務局できちんと整理させていただきますので、どうしても根幹に関わるような支障をあるということであれば再考しますが、このままの名称でいきたいと考えています。

(教育長)

佐藤委員のお話だとフォローもするという事です。

(佐藤委員)

そうですね。名称変更がそういうイメージでも捉えられるかなと思います。

(教育長)

部長が申し上げましたが、単に施設だけということではなくて、財政や政策、そして都市整備の面についても、整備室を窓口にしながアプルーチをしてもらいますので、全庁的な都市整備という意味合いでこの名称にしたいということです。

(伊藤委員)

私が、あえて施設係のことを話したのは、いまある学校で大規模な修繕が必要となったときに、こういう名称になっていると、役所ではよくあるが、どこそこの部署で検討してからにしてください、ということになると困る、整備室で大きな計画を立ててからでないと修繕できませんでは、市民としては非常に困ることになる。時代が変わるとこの場にいる人も職員も変わっていくので、そんなことにならないかなという心配をするだけで、そんなことはありませんという確約があればいい。

(教育部長)

きちんと整理をしないと、事務分担が肥大化しますし、市民の混乱を来すことがあってはなりませんので、施設整備については施設係が担当して、整備室は施設のことにも言及はしますが、いわゆる環境づくりの方に主眼をおいてやっていきますので、よろしくをお願いします。

(教育長)

よろしいでしょうか。議論はここまでにさせていただき、採決に移らせてもらいます。議案第6号桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを市議会に提案することに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

出席者の全員一致ということですので、本議案を市議会に提案することに決しました。

次に、事項書3番協議事項の「桑名市学校教育あり方検討委員会 諮問事項等について」事務局から説明してください。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下でございます。協議事項、桑名市学校教育あり方検討委員会 諮問事項等について、ご説明いたします。

2月教育委員会定例会と書いてあります表紙を一枚おめくりいただき、桑名市学校教育あり方検討委員会への諮問文(案)をご覧ください。

前回の教育委員会の中で、2段落目の下から3行目「更なる深みのある取組」とはどのような取組なのか、不明確であるとのご意見をいただきましたことから、2段落目の上から3行目に具体的事例を追記させていただきました。そこで、本日はその点におきましてご協議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、2段落目の諮問理由を読ませていただきます。

中学校進学に伴い、学級担任制から教科担任制に変わることで、中学生になると部活動が始まるなど、子どもたちの生活が大きく変化することや教職員の職務の性質が異なることから、小学校高学年から一部教科担任制の導入や部活動への参加、また、9年間を通したカリキュラムの作成など、更なる深みのある取組について実現していきたいと考えております。そのため

には、今後、小中一貫教育を本市の教育に合った形で取り入れていくことが必要と考えております。

以上の部分をご協議いただきたい部分となります。以上でございます。

(教育長)

前回の教育委員会の議論を元に修正したということでございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、いま提案のあったとおり修正して、諮問とさせていただきます。

では、次に進ませていただきます。事項書4番報告事項の「桑名市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題を考える学習会について」事務局から説明してください。

(指導課主幹)

指導課主幹の谷岡でございます。桑名市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題を考える学習会についてご報告いたします。

まず、本年度2回目となります第4回桑名市いじめ問題対策連絡協議会を11月19日に開催しました。連絡協議会委員の3名、桑名東医療センターの小児科医森谷先生、インターネット関連事業者ピットクルー株式会社の安藤さん、子育て支援をすすめる子ども応援ネットワークinくわなの黒田さんから、日頃のお仕事や活動をとおして考えてみえる今の子どもたちの実態等をご報告いただき、意見交流をいたしました。また、昨年度、開催した「いじめ問題を考える学習会」についても、引き続き開催することといたしました。

次の資料をご覧ください。今年度の「いじめ問題を考える学習会」については、桑名市いじめ問題専門員会委員三重大学教育学部学校教育講座教授 瀬戸美奈子先生のお話等をもとに、「いじめをなくすために、わたしたちができること」と題したワークショップを核にして計画しております。三重大学の地域貢献活動支援事業を受けておりまして、三重大学学生総合支援センター講師後藤綾文先生と連携しながら準備をすすめています。参加者一人ひとりが、いじめをなくすために自分ができることを具体的に考え、七夕飾りのようにクリスマスツリーに行動宣言をつるし、事後の啓発展示にも活用する予定です。このようなものを2月13日に計画しております。以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

続きまして、「平成28年度くわなっ子育て方針検討委員会について」事務局から説明してください。

(指導課主幹)

指導課主幹の谷岡でございます。資料28年度の育成方針の解説とA3版の二つ折りの資料をご覧ください。平成28年度くわなっ子育て方針検討委員会についてご報告いたします。

去る2月1日に平成28年度くわなっ子育成方針検討委員会を開催しまして、代表の先生方からご意見をいただき、最終的にまとめたものが資料として提出させていただいたものです。基本的には平成26年度から3年間の育成方針としてまとめてまいりましたが、平成28年度については、いくつか現在の教育情勢に鑑み、変更を加えております。

主な変更点について説明をさせていただきます。まず、見開きのグランドデザインですが、確かな学力の区分の指導方法、指導体制の工夫・改善について、平成28年度に向け指導課で新しく作成します桑名授業スタイルを踏まえた表記に改めました。また、道徳についても、新学習指導要領の内容を反映させたものに、特別支援教育についても、障害者差別解消法の改正に伴う適切な合理的配慮の提供に関する表記を加えました。

また、裏面の重点教育目標につきましては、これまで取組例としていたものを活動目標とし、桑名としてこれを大切にしようとして明確に提示することとし、内容項目を整理し直しました。解説につきましては、今年度の取組を集約・分析し、まとめなおしております。

これらにつきましては、2月25日に多度庁舎で開催する平成28年度くわなっ子育成方針説明会において、校長先生、研修主任等に伝達してまいります。以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(伊藤委員)

この中身ではないが、先日、私が陵成中学校のPTAさん向けに出前授業をさせていただいた際、なぜ学ばないといけないかということを問いかけた、先生方や保護者さんが十分理解していますかと。

有名な大学に行くとかというのは学びの必要条件ではないと思うが、気持ちの中でそういう方に向いていることがあるのではないかと。保護者も含めて、先生が、それに惑わされるといけないと思う。

この前、大きな題目として「なぜ学ぶのか」、「なぜ働くのか」、「なぜ生きるのか」という3つを提示して、ご自身で考えてみてくださいと言って、答は示さずに終えてきた。そういうことを先生方がじっくり考えてくれたら、使命感の中にそういうことが出てくる気がします。

そうでなければ、テストで何点とったとか、そんなことばかりになる、それはそれで大事なことで、もっと根底にあるものを大事に、バランス良くしないといけない。

(教育長)

ありがとうございます。少し、議論になったところを補足させていただきます。

伊藤委員がおっしゃったことと関連するかはわかりませんが、桑名の授業スタイルというのを作ろうということで提案がありましたが、先日、桑部小学校で研究発表会がありまして、その中でそういうことにもチャレンジしてもらいました。ただ、枠組みを作ってしまうと、それが先行してしまう危険があります。

研究発表授業の中で何番目かを考えるという内容のところ、いま4人目ですと、あと3人で

何番目かという設題、4 + 3 で7なのですが、ある子が3 + 4 じゃだめですかって質問した。授業をやっている先生は、時間を気にしてそれを取り上げなかった。そういうところを見るとスタイル、枠を優先してしまって、子どもたちの考える時間をなおざりにしてしまったのではないかと思える。

指導主事とも話をしていたんですが、スタイル、枠だけを強調するのではなくて、児童生徒による振り返り活動を大事にしていこうという考え方でやっていこうと。授業スタイルということばかり強調すると、何のために学ぶのかという部分が疎かになる可能性がありますので、そのへんの加減も考えながら進めていこうと考えています。

(教育部長)

先ほど教育長が申し上げたとおり、日々の授業については、くわなっ子育成方針に沿ってということになるんですが、この中にも自己実現というのも入っておりますので、そのあたりも教職員に周知徹底というか桑名の文化として脈々と流れていく桑名を目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(教育長)

くわなっ子育成方針としましては、ご提案させていただいたとおりお願いします。

それから、この場で報告させていただきたいことがあります。いまインフルエンザで学級閉鎖がかなりありますので、現状だけ学校教育課長から報告させていただきます。

(学校教育課長)

学校教育課長、高木でございます。

先ほど教育長からもありましたように、インフルエンザも大変流行してまいりましたので、今の状況だけお伝えをさせていただきます。

今現在、幼稚園につきましては閉鎖等はございません。それから、小学校でございますけれども、小学校、中学校はありますので、週単位で報告させていただきます。

1月18日から23日の週ですが、小学校で4学級の閉鎖です。それから、1月25日からの週でございます。小学校で3学年閉鎖、4学級の閉鎖、それから中学校は1学級です。それから、2月1日からの状況ですが、小学校で2学年閉鎖、8学級閉鎖、中学校が1学年閉鎖、10学級の閉鎖です。それから、2月8日現在ということで、この1日だけなんですが、小学校で6学年の閉鎖、6学級の閉鎖、それから中学校が5学級の閉鎖という状況になっております。

特に今年の特徴としましては、型としては3分の1がB型、それから、3分の2がA型という状況でございます。

それから、今年、特徴としてはじわじわというより一気にくるということで、例年ですと、少しずつ何か広がりながら何となくかからずにかかるとか発症せずに済んでいくというお子さんが結構いるんですが、今年についてはそういったやんわりした抵抗がつく前に一気に広がったということで、発症してしまうお子さんがどうも多いようなことでございます。

今後も推移を見守るしかないんですけれども、引き続き流行は続きそうな予感がしております

ので、子どもたちについてはしっかり睡眠をとったり手洗い等の励行ということで、引き続き予防等の対応については指導していくところでございますけれども、ちょっと学校生活についてもいろいろ影響が出ておるところがありますので、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

(教育長)

ということで、ちょっとかなりはやってきているということでございまして、卒業式も控えておりますので、学校のほうには十分、指導をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に進ませていただきます。事項書の5番、連絡事項につきまして事務局から説明を求めます。

(行事予定、連絡事項を伝達)

(教育長)

ありがとうございました。この後、最後になりますが非公開とすべき事項に移りますので、大変恐縮でございますが、傍聴人の方の退席をお願いいたします。

(傍聴人退室)

【非公開にて議事を進行】

議案第4号平成28年3月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について審議（可決）

桑名市教育大綱（案）について協議

中学校卒業式告辞（案）について協議

小学校卒業式告辞（案）について協議

小・中学校における課題対応について報告

(教育長)

時間が押して申しわけございません。これで28年2月の桑名市教育委員会定例会を終わらせていただきます。

(午後0時13分終了)